

北広行管第105号  
平成27年6月18日

北広島市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 尾崎 英雄 様

北広島市長 上野 正三



番号法制定に伴う北広島市の個人情報保護制度のあり方について（諮問）

このことについて、北広島市情報公開・個人情報保護審査会条例第3条第1項第3号の規定により、貴審査会の意見を求めます。

#### 記

##### 1 諮問事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）制定に伴う北広島市の個人情報保護制度のあり方について

##### 2 諮問理由

番号法において、特定個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用され、または漏えいすること等がないよう特段の保護措置が定められ、地方公共団体についても同法の趣旨に則った特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずる必要があるため。

（北広島市役所総務部行政管理課 阿部 内線767）